

嘉慶6（1801）年北京の水害と 嘉慶帝の救荒政策

堀 地 明

は じ め に	271
I 水害の発生と被害の諸相（嘉慶6年6月）	273
II 蠲免と京城急賑（嘉慶6年6月—8月）	277
III 以工代賑（嘉慶6年7月—11月）	281
IV 大賑（嘉慶6年10月—7年3月）	285
お わ り に：『欽定辛酉工賑紀事』の編纂	292

は じ め に

本稿は嘉慶6（1801）年に直隸で発生した水害について、清朝の首都である北京を焦点に水害の実態、及び嘉慶帝が直接指揮した水害対策を論じるものである。清代災害史研究は開港以降、主要には光緒初年（1875–1878）における華北諸省の大旱害（丁戊奇荒）と義賑を中心に展開してきた⁽¹⁾。開港以前では、乾隆年間と嘉慶年間の自然災害に関する専著も上梓され、災害と救荒の概況が明らかにされつつある⁽²⁾。また、2010年に『中国荒政書集成』が出版された。同集成は宋代から民国期に刊行された多数の稀見書も含む196種の荒政書を収録し、史料の閲覧は各段に容易となった⁽³⁾。

嘉慶6年の直隸水害については、中国で注目され研究が進展している。北京地区の自然災害に関する通史的研究では、嘉慶6年の水害は清代に発生した5回の「特大水災」に含まれている⁽⁴⁾。趙亮と李莉によれば、水害は19世紀前半の寒冷期と温暖期が入れ替わる気候変動、永定河流域の過度な開墾、及び森林伐採による水土流出等が原因であったとされる⁽⁵⁾。張艷麗は嘉慶6年の直隸水害を嘉慶・道光年間の6大災荒に数え、水害の被害と政府の救済を論じ、清朝の救済策を高く評価している。張艷麗によれば、乾隆朝と比較すると、嘉慶期は国勢が衰退したため正項財政の出動が減少し、救荒面での民間力量の利用と合法

化を奨励したとする⁽⁶⁾。この点は王秀玲の研究も同様であり、清朝による水害救済を高く評価する一方、18世紀の救済と対比すると、19世紀前半の嘉慶年間は財政的緊張のため、国家の救済策は税糧免除が増加する反面、被災民への救済物資給付が減少したと論じる⁽⁷⁾。和衛国は京師への災民の流入と帰郷問題を論じ、基層社会から国家に対する賑済の要求に対して、嘉慶帝がその対応を重視し、成例に拘泥することなく対処したとする⁽⁸⁾。リリアン・M・リーは大著の中で嘉慶6年の水害を考察し、水害が全直隸地域に及ぶ大規模なものであり、皇帝は水害救済に関心を持ち官僚に対策を指示したこと、直隸総督陳大文が実施した救荒諸策等を論じ、水害により穀物価格が急騰したとする⁽⁹⁾。リーの研究対象は直隸全域に重点が置かれており、北京とその周辺に関しては十分に論じられていない。なお、民国期北京の災害に関する研究として、呉文濤・王均の水害と旱害を論じた研究、及び民国6（1917）年の京畿水災と救済に関する森田明の研究がある⁽¹⁰⁾。

諸先行研究により、嘉慶6年北京と直隸における水害の発生・被害・救済等の基本的事実は明らかにされているが、時系列的・救済事業毎の考察は不十分であり、まだ研究の余地はある。筆者にとって華北地域の研究は未着手であるが、研究地域の拡大を試み、嘉慶6年に直隸全省、特に北京城（京城・京師）内外を襲った大水害の諸相を詳らかにし、水害救済については、いかなる時期にいかなる救荒策が実施されたのか、財源と賑済物資はどこから、どのようにして調達されたのか等を重視して考察したい⁽¹¹⁾。考察対象は京城と「城属」と称される近郊に限定し、清代北京社会の一端を照射したい。なお、北京城には順天府の大興県と宛平県が付置されていた。

周知のように、清代の北京城は北部の皇城が所在する内城と南部の外城から成り、満漢分居政策が実行されていた。内城は満人を主とする八旗が皇城の周囲を取り囲んで防御し、外城は漢人を主として回族等が居住していた。内城と外城は東西南北中の五城に区分され、五城—10坊（各城坊2）—舗という行政区分であったが、坊は単なる地名に過ぎなかった⁽¹²⁾。しかし、五城は専ら外城のみを指す地名となり、史料の用例もこれによる。よって、本論でも特記しない限り、五城とは外城を指すものとする。五城の行政と治安維持は、都察院—五城巡城御史（巡視五城御史）—五城兵馬司という職掌で管理されており、この機構が平糶と給粥等の賑済を担当した。なお、育嬰堂は順天府の管理であった⁽¹³⁾。また、北京内外城の警察機構としては、歩軍統領衙門が設けられていた。歩軍統領衙門は城壁で囲まれた内外城内のみを管轄とするのではなく、郊区にまでその管轄が及んでいた。康熙年間から雍正年間に、歩軍統領衙門の下に設けられた巡捕営が守備する城内外の区域を「汛」と称し、城外郊区の汛は五城の属地である「城属」とされた⁽¹⁴⁾。内外城と城属が北京の都市行政区域であり、本論の考察対象もこれらの範囲とする。

清代北京の外城では、明代の制度を継承し、毎年冬期に貧民に対して粥の炊き出しを行う官設の粥廠が設けられていた。清代の粥廠は順治9（1652）年に始まり、康熙29（1690）年に制度が確立した。陰暦10月1日より3月20日までの5ヶ月20日間、五城に10の粥廠が設置され給粥が実施された。嘉慶6年の水害時には、長新店と盧溝橋に初めて粥廠が設けられ、黄村・東壩・采育・大井に増廠された⁽¹⁵⁾。災害と糧価動向により、粥廠は郊外にも設置された。乾隆3（1738）年には、五城10廠の内、7廠が城内に、3廠が城外に所在し、道光年間には城内6廠、城外4廠と城内外の設廠数は不定であった。寺廟他の私設粥廠も存在し、私設粥廠は清末に増加し官設よりも多数となった。北京の救済施設と育嬰堂等の善堂は外城に集中し、城区から郊区へ拡散する傾向にあった⁽¹⁶⁾。清末にいたっても、官方は賑糧給付で粥廠の運営に関与し、同治年間には内城の旗人を専ら救済対象とする粥廠が設置されるようになった⁽¹⁷⁾。民国期にも粥廠は継承され、1931年11月から1932年3月の給粥期間には、延べ約5,167,000人が受粥し、男女比は3対7であった⁽¹⁸⁾。

本論では、上述の先行研究を基礎として、最初に嘉慶6年6月に発生した水害とその被害の諸相を考察する。次いで水害対策である救荒政策について、水害発生直後の急賑、公共工事に被災民を雇用し救済する以工代賑、冬期の大賑に分けて論じる。使用する主要史料は慶桂等撰『欽定辛酉工賑紀事』⁽¹⁹⁾である。本史料には、嘉慶辛酉（6年）に発生した直隸・北京の水害、及び水害対策である永定河治水工程と賑濟（工賑）に関する文書が収録されている。具体的には督撫・延臣の奏摺と皇帝の硃批・上諭を1つに編纂した文書と単独の上諭を収録し、史料記載の順序は皇帝の奏摺批閱と上諭発布の時期となっている。『欽定辛酉工賑紀事』には、現存する奏摺（北京と台北の宮中硃批奏摺・軍機処録副奏摺）と上諭に比し、多数の関連する文書が系統的に収録されており、檔案よりも史料は網羅的である。また、中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、2000年）第6-7冊には、『欽定辛酉工賑紀事』に未収録の文書も数点収録されている。嘉慶6年の北京とその郊区の水害救済は嘉慶帝自らが取り仕切った皇帝直接指揮の事業であり、それゆえに『欽定辛酉工賑紀事』が編纂され存在しているが、本論ではその編纂の経緯と目的も考察の対象としたい。

I 水害の発生と被害の諸相（嘉慶6年6月）

嘉慶6年5月下旬より京城は連雨であり、特に5月30日18時より降雨が両昼夜続き、6月2日16時になっても止まなかった。嘉慶帝は京師への白蓮教反乱鎮圧の軍報と文報の往来を懸念し、山西から直隸を流れる滹沱河と近京の河道に渡船を備えさせ、文書往来経路の

確保と収穫への影響調査を命じた。白蓮教反乱の鎮圧は近く完了する見込みであり、嘉慶帝は軍報到京の経路確保を重視したのである⁽²⁰⁾。

降雨は京城と近京に水害を発生させた。6月3日、紫禁城の東側は水深が5-6尺、軍機処直房内は1尺以上の浸水となり、各衙門の奏事にも影響が及んだため、軍機大臣慶桂等は宮門外で小舟等を用意するとともに、奉宸苑に命じて浸水を除去させた⁽²¹⁾。連日の雨で円明園の宮門内外も積水となった。その原因は河道の淤塞にあり、嘉慶帝は歩軍統領明安に淤塞した旱河（水が干上がった河川）を速やかに浚渫し、積水を除去するよう命じた⁽²²⁾。降雨のため、京城の旗人と民人の多くの房屋と墻垣が倒壊した。従来、京城の房屋と墻垣は官街が侵占されるのを防止するため、歩軍統領と街道衙門に報告し修理していたが、今回は房屋と墻垣の修理は衙門への修理申請は不要とし、手続きの簡素化をはかった。ただし、新築と増築については従来通り報告を要した⁽²³⁾。貢院の号舎と墻垣も降雨により損壊を被り、京師一帯の道路には泥が堆積した。このため、嘉慶帝は軍機大臣と礼部に順天府郷試の延期を指示した⁽²⁴⁾。

6月3日、嘉慶帝は明安に京城各門外河道の溢水と田廬村莊の淹没を調査するよう面諭した。各汛の呈報に基づく明安の覆奏によると、中営静宜園汛の篱笆房では2ヶ所の土山が3丈崩落、北営徳勝汛の松林閘橋周辺では土道寸断5丈、堤岸倒壊3丈、東直汛の東直門外北角樓の東河岸は3丈の被水、浸水1丈、左営東便汛の高碑店の平上閘南北辺土壩は8丈浸食、漕糧船が被水し損壊、平下閘南岸4丈が浸食という被災であったが、房間は流されず、人的被害もなかった。左営左安汛では、6月4日に雨水の急襲により河水が増大し、南苑大紅門の石橋欄杆が倒壊した。右営永定汛では、南頂廟の戲台と廟外の大石碑が水に流された。京汛が所管する広寧門外の豊台角児堡・馬家堡等村は浸水3-6尺、車馬と行人は行走不可能となり、耕地・家屋の被水調査は積水のため実施不可能であり、退水を待ち調査することになった⁽²⁵⁾。6月7日、嘉慶帝は京師周辺での被災調査のため、大理寺卿窩星額と通政司副使広興を西路に、内閣学士台費蔭と通政使陳霞蔚を南路に、内閣学士阿隆阿と順天府丞張端城を東路に、副都御史恩普と鴻臚寺卿范鏊を北路に派遣した⁽²⁶⁾。

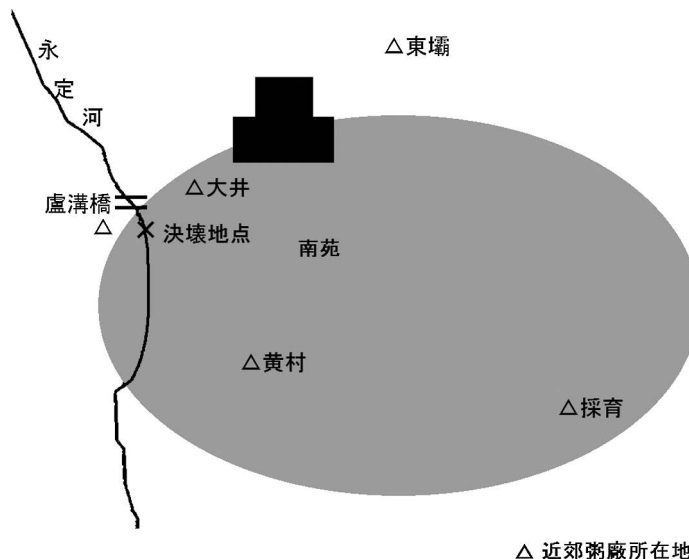
通惠河と北運河も水害に見舞われた。6月5日の倉場侍郎等の上奏によると、6月1-2日の大雨により通惠河の水位は急増し、平上閘南北岸・普濟閘南岸・通州城西門外滾水壩・王相公莊北岸の堤岸計72丈5尺が決壊した。また、堆米号房と官庁は計30間が倒壊した。平下閘において漕糧船1隻が沈没し米218石が漂失した⁽²⁷⁾。北運河の河水も水陸の区別がつかないほど急増し、江淮幫5隻の積載米1,298石は全て漂失、太倉幫13隻は697石が湿り、376石が漂失、18人の船員が水死した⁽²⁸⁾。

連雨により京師西南部を流れる永定河の水位が上昇し氾濫した。6月2日正午に盧溝橋

の水位は1丈8尺であったが、午後に水勢が激しくなり2丈5尺となり、盧溝橋の橋洞は水が流れず、東西兩岸に高さ2-3尺まで水が溢れ、橋上の欄杆と獅子は全て損壊した⁽²⁹⁾。翌3日、盧溝橋の水位は依然として2丈4尺であり、水は橋と高さ最高1丈3尺の堤防を超えた。永定河流域は20余ヶ所、3,280丈が決壊した⁽³⁰⁾。6月3日早朝、盧溝橋北6里の東岸で幅20余丈から溢水し、河水は拱極城（宛平県城）西北から東南に流れ出し、小井村・豊台・草橋一帯から南苑へ向かった⁽³¹⁾。

6月8日、盧溝橋周辺で軍報の収集と被災調査にあたっていた乾清門侍衛の上奏によると、盧溝橋周辺の決壊は4ヶ所であり、溢水は京城の西部と南部に向かった。具体的には石景山14号堤岸の石堤7-8丈と土堤30余丈、盧溝橋東南岸23号の石堤70-80丈、橋西北岸税局後の石堤40-50丈、橋西岸2号の大石堤10余丈が決壊し、水は大井村・草橋・南苑一帯、京南の龐各莊一帯、長新店・大道以南を浸した⁽³²⁾。地図1はおおよその被災地域を示したものであるが、嘉慶帝は決壊が幸いにも盧溝橋の南5-6里の地点であり、これより北で決壊していたならば、京城と円明園は水害に見舞われたであろうと認識していた⁽³³⁾。

盧溝橋周辺の永定河から京城の南西部へと流れ出した河水は甚大な被害をもたらした。京城の西部と南部の被害状況を見ておきたい。盧溝橋東部、広安門外に位置する大井村と小井村は連日の雨で2尺の冠水となり、7つの村莊が被災し、被水災民は男女583人であった。被災民は家屋を水に流され、高地の窩棚（臨時の掘建て小屋）か廟宇に避難した。該地から永定門の賑濟施設まで20余里の距離であるが、被災民は出水に阻まれ領賑できな



地図1 嘉慶6年6月水害の被災地域と嘉慶7年2月増設の近郊粥廠所在地

かった⁽³⁴⁾。永定河決壊後に居民は避難して親戚・友人を頼るか、あるいは被災地に留まったが、水害で耕種できず生活は逼迫した⁽³⁵⁾。

南城外（外城の南部）には2条の水が襲来し、1条は石景山—大井—豊台—角児堡—馬家堡—凉水河—南頂、もう1条は蔡戸営—鉄匠営—凉水河—南苑大紅門内へ溢水が押し寄せた。南頂の大石橋では欄杆が損壊し、橋北の御製詩碑が傾いた。大紅門の東から南苑の墙垣200余丈が倒壊し、溢水は南苑を貫流して東紅門に流出し、馬駒橋で鳳河に入った。居民は水を避けて避難し、巡視南城御史は被水難民を寺廟に一時的に寄宿させた⁽³⁶⁾。南城外西部の鎮国寺と東部の潘家廟には、家屋が流出し口糧のない民人700人が避難していた。南苑の苑戸と兵丁の8-9割も口糧はなく、南苑の家畜は水死したものが非常に多く、屍体が苑外に漂失した⁽³⁷⁾。『欽定辛酉工賑紀事』を見る限り、水害の被害としては家屋流失と耕地淹没が主であり、人の水死を記述するものは見られない。しかし、嘉慶帝は被水村莊の民人が逃げ遅れて水死した者は少なくないので、各州県が遺体を収葬し放置しないようにと命じており⁽³⁸⁾、多数の水死者も出たものと考えられる。水が退去するのは、6月中旬以降であり、歩軍統領明安の6月24日上奏によると、右安門外の中頂は4尺の減水、永定門外の手会寺から南苑一帯は3尺の減水、3-5日間晴天が続けば、水はさらに退去する見込みであった⁽³⁹⁾。

水害は京城周辺のみではなく、直隸全域に及んだ。被災の程度を示す成災分数は値が大きくなるほど被災の重度が増し、10を最大値とする。嘉慶6年6月の水害で直隸の被災州県は、全州県数145中、128州県であり、10分が大興・宛平・涿州・房山・良郷等の永定河流域に位置する14州県、9分が武清・寧河・順義・東安・宝坻等の25州県、8分が昌平・定興・望都等の6県、8分以上は45州県を数えた⁽⁴⁰⁾。秋収分数は数値が小さいほど、収穫量の見込みが少ないことを示す。直隸全省の耕地で収穫見込みのある州県は4割に止まり、保定府と深州府は3分、順天府・遵化州・定州は4分であった⁽⁴¹⁾。

嘉慶帝は降り続く雨が止み、晴天となることを神仙に祈願した。皇帝は玉泉山龍神廟に儀親王を、黒龍潭龍神廟に成親王を、密雲県白龍潭龍神廟に莊親王綿課を派遣し祈晴の祭礼を行わせた⁽⁴²⁾。社稷壇での祈雨については祭礼の規定が会典に記載されているが、祈晴については明文がなかった。嘉慶帝は水旱害はともに自然災害であり、虔祈するのみとし、自ら6月26日に社稷壇に赴き晴天を祈願した⁽⁴³⁾。6月8日に嘉慶帝は内閣への手書硃諭において、白蓮教反乱が今年の秋には鎮圧されることに慢心したと述べた後、6月初めの5昼夜連続の大雨による永定河の決壊と水害は、小民の罪ではなく自分の罪であると表明した。続けて、皇帝は被災した民の負担と太上皇（先帝乾隆帝）死去からまだ3年しか過ぎっていないことを考慮し、秋の木蘭行囲を中止すると明言した。熱河への夏期巡幸も中止となっ

た⁽⁴⁴⁾。嘉慶帝は御製詩「河決嘆」を詠み、永定河の決壊を自らの罪ととらえ、被災民に思いを馳せ、朝臣に全力で救済にあたるように指示した⁽⁴⁵⁾。睿親王宝恩を筆頭として、王公大臣・軍機大臣・尚書・都御史・通政使等52人は、6月8日手書硃諭に感激感服したと覆奏した。また、宝恩等は御製詩「河決嘆」を閲読し、皇帝の民を思う心に信服したと覆奏している⁽⁴⁶⁾。嘉慶帝は6月8日手書硃諭と河決嘆で、延臣に対して水害救済への重大な決意を示し、求心力を高めたのである。

Ⅱ 蠲免と京城急賑（嘉慶6年6月—8月）

連雨による水害は直隸の広範な地域に被害をもたらしたが、京師五城（外城）と大興・宛平両県の城属における救済は、歩軍統領衙門と都察院—五城巡城御史・順天府が担当し、それ以外の諸州県は直隸総督と布政使、及び知州・知県が担当していた。以下では、嘉慶6年6月から8月における救済について、直隸全省に関わる政策と京城・城属に関わる政策に分け考察する。

第1に直隸全省の蠲免から議論したい。蠲免とは災害による耕作被害を救済するため、徴収すべき地丁錢糧を免除する恩恵的免税措置である。なお、漕糧は被災時であっても、蠲免の対象にならなかった。蠲免の制度は、順治10（1653）年に被災分数に応じた免税率が初めて定められ、被災分数10-8分が免税率3割、7-5分が2割、4分が1割とされた。雍正6（1728）年に免税率が大幅に引き上げられ、被災分数10分が免税率7割とされ、9分が6割、8分が4割、7分が2割、6分が1割となった⁽⁴⁷⁾。蠲免は被災民の税糧負担を軽減する間接的救済措置であるが、被災民に対する賑貸給付等に比して財政的負担がかからないことが特徴である。

6月9日に嘉慶帝は順天府尹から大興県と宛平県の被災報告を受け、両県の嘉慶6年分の錢糧を全て免除するとの上諭を下した⁽⁴⁸⁾。6月26日に嘉慶帝は直隸総督熊枚に対して、蠲免実施の諭旨を刊刻して州県に頒布し掲示するように命じている⁽⁴⁹⁾。表1は水害により錢糧が蠲免となった州県の一覧である。嘉慶6年分の錢糧全額が免除された州県は64、半額免除された州県が34、嘉慶7年分の全額免除が1となっている。雍正6年の蠲免規定では最高の免税率は7割であるが、嘉慶6年6月の水害による蠲免は全額免除が64州県であり、非常に手厚い優遇措置がとられた。京城西部に位置し永定河が流れる宛平県は、被災した村莊と人数が他州県に比して最も多かった⁽⁵⁰⁾。そのため、宛平県は嘉慶6年と7年の2年分が全額免除となっている。京城と直隸各州県の賑済は、6月に急賑、10-11月に大賑が実行されてゆくが、以下では京城に限定して考察をすすめる。

表1 嘉慶6年水害による錢糧蠲免州県一覧

嘉慶6年分100%	宛平・大興・琢州・良鄉・保定・宝坻・固安・山河・房山・順義・通州・武清・香河・霸州・文安・清苑・滿城・安肅・定興・新城・博野・望都・容城・完県・蠡県・雄県・祁州・安州・高陽・新安・河間・献県・肅寧・任邱・故城・交河・平山・冀州・清河・衡水・武邑・趙州・隆平・寧晋・深州・饒陽・安平・寧河・唐県・東鹿・景州・天津・静海・鉅鹿・南和・鷄沢・大名・元城・玉田・豊潤・柏郷・武強・滄州・平郷（計64）
嘉慶6年分50%	懷柔・大城・東安・昌平・永清・薊州・密雲・正定・井陘・阜平・行唐・藁城・晋州・無極・新樂・靈寿・任県・阜城・南宮・定州・曲陽・震澤・易州・広昌・涑水・青県・唐山・棗強・獲鹿・欒城・南楽・遵化・蔚州・東光（計34）
嘉慶7年分100%	宛平（計1）

『欽定辛酉工賑紀事』2334頁、巻5-16、嘉慶6年6月19日、汪承霈・閻泰和奏、2343頁、巻7-8、嘉慶6年6月24日、熊枚奏、2382頁、巻16-8、嘉慶6年7月21日、熊枚奏より作成。

災害発生後、水害により住居を失った農民は被災難民となって、外城城門外の寺廟に避難した。6月2日より、右安門外関廂には、河水により土房が漂失した大石橋一帯の被災難民が集まり、8日午後増寿寺・三官廟・地藏廟等に大小男女475名が避難していた。中頂廟にも、被水難民が1,000名ほど集まっていた。石家村・鄧村・石榴莊・蘇家坡・土山の村莊は土房200間が流され、大小男女407名が永定門外の関帝廟・海会寺・馬神廟に逃れていた⁽⁵¹⁾。永定門外では海会寺に災民が最も多く聚集し、右安門外では増寿寺・中頂・南頂が多かった。海会寺と増寿寺は京城に通じる大道付近に位置し、境内が広く多くの人を収容可能なため、両寺に集まる災民の人数が増加しつつあった⁽⁵²⁾。災民が寺廟に避難する理由は、寺廟で飯食を得られるためである。永定門外海会寺の僧人広慶は寺廟内に木筏を用意し、男女災民253名（男53、女200）に対して粥を散給した。男の被災民が女よりも少ないのは、男が仕事と食を探しに行っているためであり、家に残された婦女が寺廟に避難してきたのである。嘉慶帝は広慶に賞銀50両を下賜した⁽⁵³⁾。

6月9日に嘉慶帝が内閣に下した上諭は、難民に対する「急宜設法賑濟（急賑）」と永定河の以工代賑を初めて指示したものである。急賑とは、一般的には災害発生直後に実施される緊急避難の対応で、要救済者の対象・資格を厳密に限定しない初動的な救済策である。嘉慶6年6月の急賑は、永定河治水工事の以工代賑実施までの「目前急賑之法」であった。嘉慶帝は兼管順天府尹兵部尚書汪承霈・都察院左副都御史陳嗣龍・同左副都御史劉涓・順天府尹閻泰和に戸部と工部の錢局より制錢2,000串を携帯させ、永定門外と右安門外の被水難民に錢文を給付、もしくは米麵を購入し散給させた⁽⁵⁴⁾。6月13日には、奉宸苑員外郎永安が諭旨に従い、内務府造辦処の銀1,000両を用いて、正陽門外で稷米・餠餠（点心）・咸菜を購入し、14日に海会寺と鎮国寺に搬送した⁽⁵⁵⁾。また、嘉慶帝は内務府造辦処の羊草変

価銀900余両（銀1,100両・市価制錢1,047串）を賞給し、延臣は稷米420石（制錢840串）と餼餼3万個（制錢90串）を購入し、6月14日から25日まで米316石を放賑した⁽⁵⁶⁾。6月18日の報告では、永定門外・右安門外・城外80村莊の被災男女は18,000-19,000人であり、戸工2部の制錢2,000串はもうすぐ使い切るとのことであった。嘉慶帝は内務府広儲司庫より、散賑のために銀2,000両を汪承霈に交付し、1人の災民も離散させないようにせよと命じた⁽⁵⁷⁾。

6月24日には、永定門外と右安門外の100村莊の災民は22,000人に増え、船で巡回して麵食を給付しているが、錢価が高騰し、内務府広儲司庫より支出の2,000両（1両＝制錢968文、計1,936串）はまもなく底をつきそうであった。そこで、順天府尹汪承霈等は窩棚に居住する災民は自炊可能であると判断し、麵食給付を每人日給米3.3合に変え、毎日の需米を80余石と見積もり、嘉慶帝に1ヶ月分の賑糧として京倉（京師で漕糧を備蓄する戸部管理の穀倉）より稷米2,400石の賞給を求め、裁可された⁽⁵⁸⁾。7月1日より、京倉稷米2,400石の散給が始まり、永定門外と右安門外の各村民人の受賑者数は33,200口、毎日の需米は86.5石、海会寺と中頂等処58村・万泉寺と大井等50村・鎮国寺草橋等33村の3組に分け、3日毎に3日分の米を給付した⁽⁵⁹⁾。しかし、京倉稷米2,400石では1ヶ月分の散米に足らず、嘉慶帝はさらに京倉稷米240石を賞給した⁽⁶⁰⁾。

嘉慶帝は6月10日の上諭において、順天府尹汪承霈に対し、毎年五城で実施している飯廠（粥廠）にならい、粥廠を設けて災民を救済するよう指示した。粥廠の設置期間は1ヶ月間とし、巡城御史が粥廠での責任を持ち、大理寺卿窩星額・通政司副使広興と都察院堂官に随時査察させた⁽⁶¹⁾。五城は毎城毎日米2石と薪銀1両を受領し、満漢巡城御史が各坊司坊官と常駐して放賑を監督し、それを都察院副都御史が査察した。1日の領賑者は8,000-9,000人を数え、7-8割が婦女であり、その他は衰老残廢（老人と障害者）であった。卯刻（午前6時頃）に集合し、巳刻（午前10時頃）に放賑は終了、6月25日に開始され、7月25日終了予定であったが、7月21日の上諭により、子供・老人・障害者は河道の以工代賑に従事できないので、1ヶ月間の展賑（賑濟延長）が命じられた⁽⁶²⁾。

展賑は8月1日から8月30日まで、右安門外の増寿寺に粥廠を設け、官方が1日米3石を給付した。展賑は10月の大賑実施までの補助的措置であり、8月上旬における1日の平均領賑者数は1,570人、婦女・幼孩・老弱残廢の人が受賑した⁽⁶³⁾。表2は外城の1区画である南城の急賑の収支である。収入は全て皇帝からの賞發であり、使途支出より、6月には麵食を給付し、7月に給粥を行っている。稷米の使用量は約2,600石、制錢約5,300串が費やされた。

嘉慶6年7月1日の上諭において、嘉慶帝はすでに設置した外城南側の南頂・黄村の粥廠

表2 嘉慶6年6-7月南城における急賑の収支

収入	賞発制錢	3,250 串
	賞発銀3000両 (制錢換算)	2,913 串
	制錢合計	6,163 串
	賞発稃米	2,640 石
使途支出	6月11～29日	
	毎日每名給麵食半斤	149,5 斤
	辦麵食併運脚人役等 制錢	4384.5 串
	7月1～30日	
	毎日每名給稃米3.3合、小口1.65合	2594.7 石
	耗米	26.4 石
	運脚・斗級・夫役飯食・置備器具 制錢	598.1 串
	船隻水手等 制錢	283.5 串
総支出	制錢	5266.1 串
	稃米	2,621.1 石
余剰	制錢	896.9 串
	稃米	18.9 石

『欽定辛酉工賑紀事』2391頁、巻18-1、嘉慶6年8月2日、汪承霈・陳嗣龍・劉湄・閻泰和奏より作成。

に加え、京倉稃米2,400石を賞給し、長新店と盧溝橋に粥廠を増設し、一時居住のために棚廠を建設するように命じた。この措置は、盧溝橋周辺の被害が深刻で、賑濟を待つ居民が多く、また外州県から京師での設廠賑濟を聞き、就食に赴く者が多数いたためである。7月8日の盧溝橋における受賑者数は、付近災民が男女大小820名、外来就賑者が881名と、地元民と外来者の割合はほぼ同数であった⁽⁶⁴⁾。後述するように、急賑は7月末まで実施され、救荒は7月下旬の永定河治水事業と8月初旬の護城河浚渫の以工代賑に移行していった。

嘉慶6年6月23日上諭は、嘉慶帝の賑濟に対する基本方針を示すものである。第1は乞丐と京師に集まる災民の対応についてである。救荒においては、被災の程度によって賑濟の対象者を限定するのが通例であり、乞丐や流民は対象外となる場合が多かった。嘉慶帝は即位以前に藩邸で乞丐をよく目撃し、京城内に乞丐が存在することは承知しているとし、乞丐も窮民と同じで赤子であり、一視同仁とし賑濟の対象とせよ命じている。また、嘉慶帝は官員が五城各門で災民を駆逐していることを大謬と批判し、被水難民は本籍地で生業がないため、遠方より京師に来て就食しているのであり、地方での賑濟が軌道に乗れば郷

里に帰還するであろうと、来京の災民を京師で救済するように命じている。第2に官民による私的な救済について、歩軍統領明安は官賑実行時には、官民の捐献による私的な銀米給付は禁止するべきと面奏した。嘉慶帝は明安の面奏を小見と退け、樂善好施は美事であり、民間の救済で飢民は多くの口食を得ることができ、捐献の官員と商民を表彰すると、官民の私的な救済を積極的に活用しようとした。嘉慶帝は上諭の最後において、1人でも多くの災民を救済することは、自らの罪1分を減じることであり、官員は民を1人として流浪させることなく救済活動に勤めよと訓示している⁽⁶⁵⁾。水害を自らの統治上の慢心ゆえの罪ととらえ、救済と自らの減罪を連動させ、1人も遺漏することなく救済しようとする発想は、理想主義的であり、また一君万民主義の極みであろう。このような発想を基礎として、嘉慶6年の水害に対する救済は皇帝自らが指揮し、周到に実施されてゆくのである。

Ⅲ 以工代賑（嘉慶6年7月—11月）

1 永定河治水工程

嘉慶6年6月の水害発生後に実施された急賑は、以工代賑を実行するまでの緊急対応的措置であり、急賑実施後に嘉慶帝は以工代賑に着手してゆく。以工代賑とは、国家が資金を投じて河川治水等の公共事業（工程）を実施し、災害で被災し生業の継続が困難となった被災者を雇用して生活を安定させ、治安維持をはかる政策であり、災害により損壊した施設の修築と災民救済を同時に行う救荒政策の1つである。嘉慶帝は救荒策として以工代賑が最良であり、永定河治水工程と城河等処の浚渫を以工代賑で行えば、工程と賑済に有益であると認識していた⁽⁶⁶⁾。以下では、最初に永定河の治水工程を論じ、次いで護城河と通惠河の浚渫事業を論じる。

黨武彦の研究によると、京師西部を流れる永定河（もと桑乾河）は多量の土砂を含み、下流にそれが堆積しやすいため河道が一定せず、直隸の河川の中でも最も難治とされていた。康熙30年代に清朝中央は正項財政を投じて体系的な治水事業に着手し、康熙37（1698）年に堤防が修築され、康熙帝は桑乾河の河名を「永定河」と改めた。雍正年間から乾隆年間に清朝は治水組織を整備し、毎年通常は3万両から4万両、臨時には7万両から8万両の経費（河工錢糧）を用いて堤防の修築と浚渫等を行った。治水工程の労働力は沿河村莊の村民であり、工賃を支給し作業に従事させた。康熙37年から乾隆54（1789）年までの間、最多の経費が投じられたのは乾隆3（1738）年であり、その額は27万両であった。乾隆年間には、直隸総督方觀承により河道の移動工程が実施された。また、黨武彦は道光3（1823）年6月における直隸各地の水害とその対策を論じ、皇帝は河務官員の職務怠慢が洪水の原

困であると断じ、堤防を河務官員に自賠修理させたこと、被災民救済のために給銭と倉穀平糶が実施されたこと、直隸全省での賑済と工程の費用が180万両と見積もられたこと等を明らかにしている⁽⁶⁷⁾。

6月8日の盧溝橋東岸の決壊情況に関する報告によると、14号石堤（長さ8丈）と23号石堤（150丈）は決壊し、22号石堤は部分的に決壊したが、堤外層の護岸は損害なく、19号・20号・21号の石堤は堤壁が残っていたが、外層の護岸が流失した。東岸の決壊部分は150丈に及び、大量の水が東南に流れ出していた。西南二路の査勘卿員は盧溝橋で足止めされ西岸に渡れず、堤防の修築は水勢が収まらないうと施工できない情況であった⁽⁶⁸⁾。盧溝橋から3里離れた23号石堤の決壊地点から水が東南に流失し、豊台から南苑を水に浸し、また流水は決壊地点で滞留し、大きな水溜を形成した⁽⁶⁹⁾。工程の課題と目的は決壊口の接合（合龍）と堤防修築により、京師東南へ流れる溢水を防遏することであった。

6月24日に永定河の決壊口4ヶ所の内、西堤2ヶ所と東堤1ヶ所で水が引き、盧溝橋東側の大井・小井と西側の長新店は往来が可能になった。そこで、嘉慶帝は永定門と右安門の賑済を待っている飢民を雇用して治水工事を行い、賑務と河工とともに裨益せよと指示した⁽⁷⁰⁾。工部左侍郎那彦宝は工事の早期着工に慎重であった。彼によれば、盧溝橋付近の決壊地点の水は退き、文報と行旅の往来は問題がない。しかし、治水工事には大量の資材が必要であり、また今後の降雨も考慮すると、直ちに着工することは適当ではない。右安門一帯の災民を雇用し、盧溝橋下流の決壊地点18ヶ所（3,280丈）の堤防補強工事から着工し、秋収後に再度補強工事を施すべきと建議している⁽⁷¹⁾。治水工事の費用については、工部左侍郎那彦宝・武備院卿巴寧阿・署直隸総督熊枚は嘉慶帝に永定河決壊3千数百丈の治水工事費用（杭・麻・高粱藁・稻草・夫価等）として、銀100万両の先行賞給を要請し、嘉慶帝は工部庫内と内務府広儲司庫より各50万両、計100万両の出費を許可した⁽⁷²⁾。

永定河治水工程の開工は嘉慶6年7月19日と決まった。夫価（工夫の賃金）は水害と米貴を考慮し、通常より匠夫は銀4分5釐増、壮夫は銀2分1釐を加増することにした⁽⁷³⁾。治水工程の基本賃金がいくらかは史料には記述がなく不明であるが、後述する護城河の工賃が銀8分であり、ほぼ同様と推定される。雇用された人夫は5万人で、大半が被災者であった。工程従事者は夫価が増給されていたため、収入には余剰があり、冬期の停工後に帰宅しても生計を立てることができ、官方は騒擾発生への心配もなかった⁽⁷⁴⁾。

9月20日、23号石堤の決壊地点が接合された⁽⁷⁵⁾。10月3日に北上頭工の決壊地点が接合され、永定門外と右安門外の水が消退し、馬家堡・南苑北紅門・中頂・豊台の積水は3-5日後に全て退水の見込みとなった⁽⁷⁶⁾。6年10月21日上諭において、嘉慶帝は小雪（陰暦10月）を過ぎ、地面が凍結し始め施工が困難なため、工程を一旦停止した⁽⁷⁷⁾。冬期の間、京

師五城で大賑が実行され、救荒は継続した。以工代賑が再開されるのは、嘉慶7年2月からであり、永定河の土堤補強工事に取りかかった。工程に必要な人夫は2万人であり、2月29日上諭で、嘉慶帝は人夫が不足する場合は再募集を認めた。嘉慶帝はその目的と効果について、雇用する者が1人増えれば、飢民1人を減らすことができ、工程と賑済の両方を裨益すると述べている⁽⁷⁸⁾。嘉慶7年5月に永定河治水工程の決算がなされ、土石堤の修築・壩の修理・浚渫・土堤の高度化等で、銀971,320両が費やされた。この内、嘉慶帝は乾隆38年から嘉慶6年6月までの歴任の直隸総督と永定河河道等の管理怠慢の責任を追及し、出費額の4割を賠償させる「銷6賠4」を用い、総工費は「銷銀（朝廷の実質出費）」が582,792両、「賠銀（官僚の賠償金）」が388,528両であった。工部庫と内務府広儲司庫の100万両は388,528両が余剰となり、工部と内務府に均等に返納された⁽⁷⁹⁾。康熙一乾隆年間の工程に比して、嘉慶6年の永定河治水工程にかかった費用は非常に多額であり、被害の甚大さを裏付けるものである。

2 京城内外河道と通惠河の浚渫

歩軍統領明安によれば、円明園内外の旱河は乾隆36（1771）年から嘉慶6年6月まで浚渫を行っておらず、淤塞していた。嘉慶帝の認識では、数十年来、夏の降雨期に皇帝が熱河の避暑山荘に滞在していたため、円明園を管理する大臣は浚渫を行わず、円明園内外で積水があっても、上奏しなかった。嘉慶4年から5年にも皇帝が円明園に赴かなかったため、大臣は浚渫を奏請せず、その結果徐々に淤塞し、降雨が続くと水は河道から溢れた。京城内外の河道は毎年浚渫するとされていたが、これも時の経過とともに有名無実になっていた。嘉慶6年6月4日の上諭で、嘉慶帝は関係の大臣に溝渠河道の調査を行い、緊要の地点から浚渫し、水を滞留させず民居と行旅の便宜をはかれと命じている⁽⁸⁰⁾。

内務府大臣豊伸濟倫・乾清門侍衛孟住・奉宸苑卿永来の7月5日の上奏は、京師内外河道の淤塞調査に基づく浚渫についての提案である。淤塞はその程度により3つに区分された。第1に、主に紫禁城内の河道全長1,928丈は淤塞のため水が流れず、直ちに浚渫が必要なものである。具体的には、東華門・西華門・神武門両辺の護城河6段、紫禁城内筒子河・城隍廟・太和門—鑾儀衛出水閘の河道、南海日知閣出水閘—織女橋と牛郎橋—天妃閘の河道、北御河橋出水閘—南面大城老出水閘の河道1段、大紅橋—熙春園の河道である。第2は淤塞しており、必ず浚渫が必要なもの全長2,303丈であり、京城東西の河道である。具体的には、釣魚台の三孔閘から小青龍橋下流より護城河に通じる河道1段、広安門—右安門—永定門—左安門—広渠門—東便門の外城護城河、及び東便門内喜龍橋から運河に通じる河道である。第3に淤塞して河道が浅くなっている内外護城河13,131丈である。その他、水害

により破損し修理が必要な内外護城河・暗溝・石道等が1,422丈であった。浚渫と修築工事の費用は銀29,581両と積算され、工賃は内工募夫の規程では每名銀8分であるが、今回の浚渫工事は銀2分を付加し、銀1錢であった⁽⁸¹⁾。

奉宸苑は八旗兵の歩甲に紫禁城内外の筒子河・円明園紅橋引河・各門外護城河の浚渫を担当させようと計画していた。しかし、6月12日上諭で、嘉慶帝は護城河と旱河は民夫を召募し、以工代賑で行うように指示した。ところが、歩軍統領明安等は民夫を用いた浚渫には慎重であった。明安等は円明園紅橋引河と紫禁城内外の筒子河と内城内の淤塞河道は歩甲による浚渫を主張した。特に紫禁城の筒子河と内城は「紫禁重地」であるため歩甲を用い、これら以外の各門外の護城河と旱河は民夫を雇募し浚渫すべきとの意見を嘉慶帝に具申し、裁可を受けた⁽⁸²⁾。

7月20日、戸部侍郎高杞と工部侍郎莫瞻菴は、嘉慶帝に内外城護城河の浚渫について具体的な方案を提案した。内城9門の護城河（周囲40里）と外城7門の護城河（周囲28里）は工夫を募集して以工代賑で浚渫し、江南の徒陽運河の例に倣い、河段ごとに水を抜いて汚泥を除去する。朝陽門以南一東便門の河段は倉場衙門が所管する運河であり、倉場衙門と共同で浚渫する。資金については、高杞と莫瞻菴は嘉慶帝に戸工2局から銅錢2万串を支出し、浚渫費用としたいと要請した。嘉慶帝は銅錢の鑄錢数と使途は決まっており、兩名を厳しく叱責して銅錢の支出は認めず、護城河の浚渫は内務府広儲司より銀1万両を支出し、以工代賑で行うように命令した⁽⁸³⁾。

護城河の以工代賑は、7月末日の京師急賑の終了直後より開工することになり、官方は急賑実施時に各村の15-60歳の男子村民に対し、京城の浚渫工事に従事すれば、衣食を得られると曉諭した。ただし、嘉慶帝は急賑を7月末日で完全には停止せず、工事に従事できない婦女・幼孩・病人・障害者を対象に右安門外の増寿寺で10月開始予定の大賑まで継続するようにとの諭旨を下した⁽⁸⁴⁾。8月初めに護城河の浚渫は開工された。付近の居民は雇用され、賑濟の口食に加えて工錢を受理し、その工錢で老弱婦女を養育し、かつ大賑開始も近いことから、民情は安定した⁽⁸⁵⁾。

11月6日、倉場侍郎達慶と鄒炳泰は通惠河と通州の運河の浚渫を要望している。通惠河は乾隆54（1789）年に倉場侍郎が疏浚を奏請して以降、十数年間浚渫しておらず、6月の水害で汚泥が蓄積し河底は浅くなっているため、護城河浚渫に倣い、通惠河の疏浚を要請したいと。嘉慶帝は護城河の浚渫は近く完了するので、護城河の工夫を用いて通惠河と通州の運河を以工代賑で浚渫するように指示した⁽⁸⁶⁾。

IV 大賑（嘉慶6年10月—7年3月）

1 棉衣散給

嘉慶帝は10月21日上諭で、冬期に入り地面が凍結するため、以工代賑を停止した。9月28日、歩軍統領明安は被水災民の防寒着調達について上奏している。災民は以工代賑で飽食を得たが、防寒着を身につけておらず、凍死の恐れがある。京城内外には、349座（王公等開設41、民當308）の當舖（質店）が開設している。9月中に京城内外の當舖から銀6錢の官価で棉袄（棉製の上着）を買い取り、順天府が五城御史とともに散給する。商人を集めて棉袄買い取りを曉示したところ、商人于廷璽等は當舖ごとに200件の棉衣（棉袄140件・棉褲＝棉製のズボン60条）、計62,000件を無償で提供したいと申し出た。また、宛平県の民人蔡永清等7人は、紳士・商人よりの捐献で棉衣2万件を用意し、私的に災民に散給しようとしていたが、この棉衣を歩軍統領衙門に呈交したいと願ひ出た⁽⁸⁷⁾。

當舖が無償提供した棉衣は質流れ品の古着、もしくは質流れの古着を打ち直したものであり、もともとの1件あたりの貸付金額は京錢300—400錢であった。歩軍統領明安は嘉慶帝の指示により、棉衣を質物とする貸付金に相当する価格を1件あたり銀2錢と算定し、62,000件分の12,400両を歩軍統領衙門の閑款より支出し商人に交付した。蔡永清は右安門内で勉善堂を設けて捐献を募り貧民を収養し、義学・粥廠を開設し、さらに広育堂を設置して嬰孩を収養していた。蔡永清は銀6,700両の捐献を集め、棉衣2万件を用意していた。嘉慶帝は蔡永清の義挙を賞賛し、扁額・花紅・伝旨を与え表彰している。歩軍統領衙門が調達した棉衣は、民當より購入の62,000件、王大臣呈交の2,950件、蔡永清呈交の2万件、合計84,950件であった⁽⁸⁸⁾。

10月22日辰刻（午前8時）、吏部尚書劉權之が責任者となり順天府尹が大興県と宛平県の官員を統率し、永定門外海会寺にて大興県貧民9,262名に、右安門外三官廟で宛平県民9,092名に、計18,008件の棉衣を票に基づき散給した⁽⁸⁹⁾。五城内の貧民については、嘉慶帝は都察院に五城の粥廠に集まる人と乞丐で棉衣を散給すべき人数を調査するように命じた。五城御史は各坊官の調査により造冊呈報し、極貧の男女9,562名に給付証である印票を発給した。棉衣は五城内外の貧民を調査し、給付資格を確認した後に散給された。棉衣の散給はこれまでに前例がなく、初めてのことであったが、嘉慶帝は災民を思い格別に恩を施すことは常例にとらわれる必要はなく、防寒着を与えて領賑させるためと認識していた。また、嘉慶帝は貧民が受領した棉衣を當舖に典売するのを禁止した⁽⁹⁰⁾。

棉衣散給より商人や民間人の善行を見ることができ、民間の救済施設である普濟堂と功德林に集まる貧民にも棉衣の散給が実施された。広安門外の普濟堂は冬期に無償で粥

を炊き出し、官方は小米300石を毎年賞給していたが、嘉慶6年は200石が増給された⁽⁹¹⁾。嘉慶6年10月末に普濟堂で粥廠に集まった貧民は815名であり、その服装は単衣単褲なき者、ぼろぼろの衣服をまとった者がいた。徳勝門外の功德林も同じ状況であった。功德林と普濟堂には、例年よりも200人多い1,200人が救済を求めて集まると予想された。都察院左副都御史陳嗣龍は、順天府が普濟堂と功德林で12月8日に棉衣の散給を予定しているが、それまで貧民は寒さに耐えられず、凍死者が出ることを懸念し、棉袄1,200件と棉褲1,200件を下賜されるようにと、嘉慶帝に要請した。嘉慶帝はこれを認め、予備も含め2倍の棉袄2,400件と棉褲2,400件を与えた⁽⁹²⁾。

2 大賑

嘉慶6年10月より実施の大賑は急賑とは異なり、被災調査を行い、救済の対象を限定するものであった。嘉慶帝は8月13日に上諭を発し、京属と大興・宛平両県の統一造冊を指示した。従来、京師城外は人命案件が五城（巡城御史）の、地糧徴収は大興・宛平両県（以下大宛両県と略）の管轄であり、災賑の年に京師城外の民人は大宛両県の戸口冊に編籍されず、両県の賑恤対象から除外されていた。嘉慶帝は10月よりの大賑に備え、広く災民を救済すべく、京師付近で五城に属し、両県に錢糧を納税する戸口をとともに大宛両県が造冊給賑し遺漏ないように指示した⁽⁹³⁾。これは大宛両県内にある城属地域の人民を五城巡城御史と順天府が一体的に把握し、手厚く救済しようとする措置である。8月13日上諭に基づき、兼管順天府尹兵部尚書汪承霈と順天府尹閻泰和は五城各城の司坊官とともに、五城所属の村莊に赴き、被災輕重分数の調査と戸口冊作成にとりかかった⁽⁹⁴⁾。

大宛両県と城属の調査の結果、大賑の対象となったのは、被災分数が6分から10分と認定された村莊の赤貧の旗人と民人であった。被災の程度がやや軽く灾区と認定されなかった地区と6分被災村莊の次貧は給賑の対象とはされず、民間の義倉穀石を用いて救済することとなった。しかし、五城には義倉が設けられておらず、多数の貧民は被災して生活が困難なため、大賑開始の噂を聞いた貧民は、京師内城紫禁城北側地安門外の歩軍統領衙門に赴き、紛紛と賑済を要求したのである⁽⁹⁵⁾。進城求賑は10月27日に東馬道村民人楊二等130人、11月4日と7日に祁家莊等19村の民人祁五等100人であり、両村は大興県の城属に所属していた。大興県の城属では被災7-10分で賑済の対象となるのは84村、賑済の対象とならないのは108村であり、両村は後者に属していた⁽⁹⁶⁾。

重度な被災地区に対する大賑の実施とともに、嘉慶6年11月から7年3月20日までの期間、五城に粥廠10廠を設置し、施粥を行うことになった。嘉慶6年は水害のため、例年よりも貧民が多く、嘉慶帝は京倉より350石を増給した⁽⁹⁷⁾。粥廠設置が1ヶ月遅れた理由は

棉衣散給と大賑を実施していたためであろう。五城粥廠10廠は卯刻（午前6時）に開始し、午初に散給は完了した。黎明に粥廠に集まる男女老幼は2,000人から4,000人、例年よりも求食者は多く、混雑する恐れがあった。例年、粥廠では無償の給粥（飯廠・粥廠）と有償の官穀廉売である平糶（米廠）が同時に実施されていたが、今回は求賑者が多く、給粥完了後に平糶を実施せざるを得なかった。粥廠・米廠を管理する官員も不足していた。管理の系統は、欽派大臣・五城巡城御史一科道官（監察御史）10人—司坊官15人（各城3人）であったが、司坊官は命案の検分・盗賊の輯捕・各部院より依頼の案件を処理しなければならず、非常に多忙であり、管理人員の増派が必要であった。嘉慶7年2月21日に、嘉慶帝は都察院滿漢科道（監察御史）10人を米廠で平糶担当として増員すること、及び候補候選の司坊官10人の増派を認めた。なお、平糶の責任は巡城御史が負った⁽⁹⁸⁾。平糶の章程は戸部が作成した。それによれば、京倉の稷米・粟米の溢額米26,000石と十成土米25,000石、計51,000石を使用し、稷米1石あたりの平糶価格は市価の制錢2,600文よりも400文を減じて2,200文とし、毎日每人の購米量は1升から2斗とされた⁽⁹⁹⁾。

粥廠設置による給粥開始から3ヶ月余り後の嘉慶7年2月19日の上諭において、嘉慶帝は郊外での設廠給粥を命じている。すなわち、端境期にあたり他州県からの来京就賑者が多いため、盧溝橋（宛平県、都察院左副都御史万寧・鴻臚寺卿范鋈が監放大臣）・黄村（大興県、宗人府府丞徐績・邵自昌）・東壩（大興県、東城・大興・通州交界、大理寺卿窩星額・蔣余蒲）・採育（大興県、大理寺少卿長琇・巡漕御史周廷棟）の4ヶ所に粥廠を増設するよう命じ、24日に開廠給粥することになった⁽¹⁰⁰⁾。嘉慶7年2月下旬における近畿一帯からの来京就食者は25,000–26,000人であり、来京の理由は各地の賑済が不十分なため、遠方より食を求めに來たのである⁽¹⁰¹⁾。東壩の給粥開始はやや遅れて28日からであったが、給粥開始に先立ち、東壩から東城各門閭廂に、給粥開始を貧民に知らせる曉諭が広く揭示され、周知がはかられた⁽¹⁰²⁾。盧溝橋廠は就食貧民が特に多く、右安門から離れているため、両地点中間の大井にさらに1廠が増廠され、副都統台費蔭と副都御史劉涓が放賑を監督する監放大臣となり、3月4日に開廠とされた⁽¹⁰³⁾。郊外廠の位置については、地図1に図示してある。

通例では、五城の粥廠（無償給粥）は3月20日に停止されるが、巡視南城御史張鵬展は1ヶ月の展賑（無償給粥の延長）を奏請した。張鵬展によれば、粥廠の飢民は毎廠2,000–3,000人、10廠で3万人前後であるが、毎日給粥しても、街道での行き倒れ者がなおも多く、街巷の貧民が口食を搶奪する事件も起こっている。平糶により、五城の米価はやや下落したが、買米可能な者は貨幣を所持している次貧であり、赤貧は買米できる所持金もなく、炊飯も困難であり、粥廠で救済する必要がある。五城10廠で使用する毎月の米は1,000石に

過ぎない。平糶米は5万石あり、これを粥廠で用いて1ヶ月間の展賑を実施するべきであると。嘉慶帝は張鵬展の奏請を裁可した⁽¹⁰⁴⁾。3月10日の上諭で、嘉慶帝は農耕が始まる季節にあたり、近郊の農民が進城して領賑する不便さを考慮し、五城正副10廠を5廠に減廠し、5廠を城外に移設して4月20日まで展賑を行うように命じた。盧溝橋・黃村・採育・東壩・大井の郊外廠も、4月20日まで展賑することになった⁽¹⁰⁵⁾。

3月20日に五城粥廠の給粥期間は終了となるが、清朝は3月21日以降も設廠数を減じて給粥を継続した。具体的には、外城内中城の給孤寺粥廠が永定門外の海会寺粥廠に、東城の興隆庵粥廠が朝陽門外の北海会寺粥廠に、南城の安国寺粥廠が広渠門外の積善寺粥廠に、西城の増寿寺粥廠が阜成門外の万明寺粥廠に、北城の永光寺粥廠が徳勝門外の関帝廟粥廠に、それぞれ減廠移設された。これより、粥廠は寺廟に設けられていたことが確認できる。移設後の3月21と22日の2日間における1日の領粥者は毎日12,000人であり、10廠開設時よりも1万人の減少であった⁽¹⁰⁶⁾。五城御史によると、城外への移廠後に外城以外からの領賑者数は不変であり、その内訳は丁壯が2-3割、婦女老病幼孩が7-8割であった⁽¹⁰⁷⁾。領粥しなかったのは外城に住む貧民であり、遠く城外の粥廠に赴いて受賑することができなかった。その対策として、3月26日に嘉慶帝は外城内の興隆庵と増寿寺の2廠を再設置した。3月下旬になると、水害後に難を逃れて来京し賑濟を受けていた農民は耕作が始まったため、徐々に帰郷の途につき始めていた⁽¹⁰⁸⁾。

4月5日から10日の6日間に、城外の5廠と再設された城内2廠で受賑した男女は14,000-18,000人（1日平均約2,700人）であり、その前の6日間よりも1,300名の減少となった⁽¹⁰⁹⁾。4月16日から20日、城外5廠と城内再設2廠の領賑男女数は74,500人（1日平均1,500人）で、前5日間よりも1,400人減少した⁽¹¹⁰⁾。4月13日の監糶卿員の報告によると、外来貧民は農耕開始で続々と帰郷の途につき、これが領賑者減少の要因であった⁽¹¹¹⁾。表3は大賑期における各廠の受賑者数である。延べ受賑者数は約343万人という膨大な数値である。

表3 大賑（嘉慶6年11月—7年4月）における五城と近郊の受賑者数

	五城	盧溝橋	黃村	東壩	採育	大井
平均受賑者数（人）	18,538	3,436	5,194	8,008	5,700	3,721
賑濟実施日数（日）	72	52	52	52	52	47
延べ受賑者数	1,427,440	264,557	399,919	616,579	438,900	286,544
延べ受賑者数総計（人）	3,433,940					

『欽定辛酉工賑紀事』と中国第一歴史檔案館蔵、軍機処全宗録副奏摺、内政類賑濟録項の清單の数値を整理し作成。

表4 3月6日—3月28日に五城と近郊で受賑した人の出身地一覧

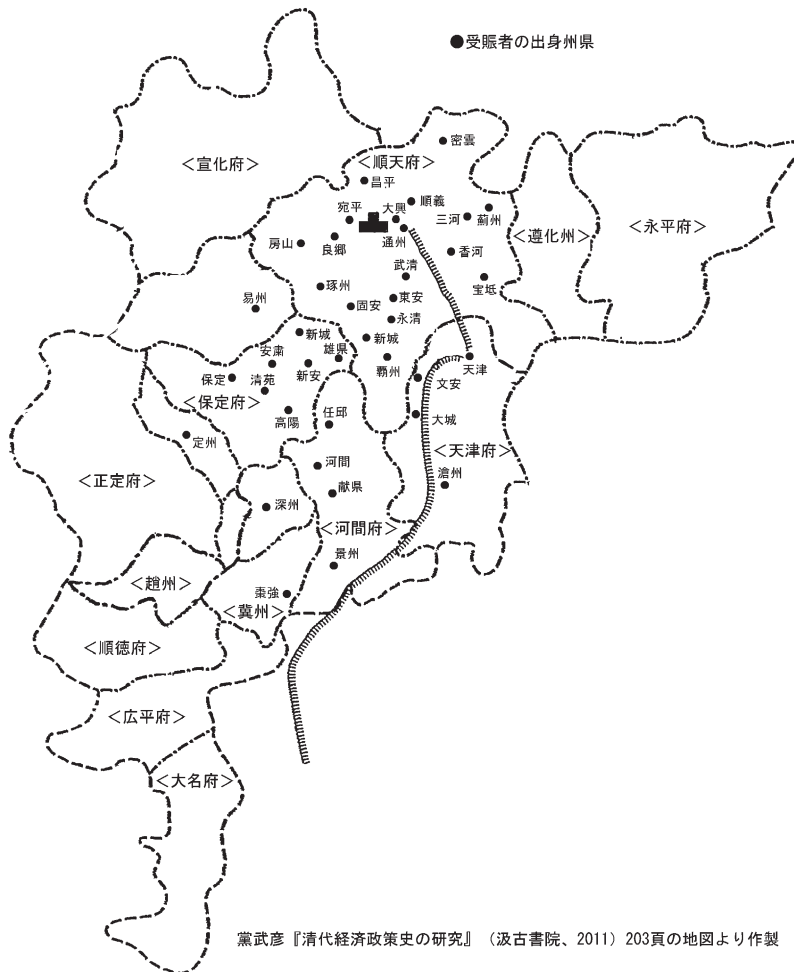
中城 海会寺廠	文安・霸州・永清・東安・河間・大興・宛平・良郷・琢州・保定・固安・武清・昌平・順義・通州・三河
東城 北海寺廠	順義・通州・三河・武清・東安・大興・宛平・文安・河間・清苑・任邱・良郷・獻県・大城
南城 積善寺廠	薊州・霸州・新城・蠡縣・香河・大興・宛平・宝坻・東安
西城 万明寺	保定・新城・安肅・高陽・雄県・文安・霸州・固安・昌平・大興・宛平・新城・定州・新安・滄州・易州・通州・薊州
北城 関帝廟	昌平・文安・霸州・河間・固安・涿州・香河・棗強・大興・宛平
五城五廠・改回二廠	密雲・景州・房山・天津
東壩廠	大興・宛平・文安・大成・固安・霸州・深州・東安・密雲・武清

中国第一歴史檔案館蔵、軍機処全宗録副奏摺、内政類賑濟項、檔号03-1919-010、03-1619-011、03-1619-014、03-1619-021、03-1919-029より作成。

平均受賑者数では、五城廠は約18,000人で最多であるが、延べ受賑者数は郊外5廠の方が五城廠よりも約200万人ほど多い。

五城粥廠の賑濟対象は居住地により2つに区分される。第1は外城内の貧民であり、それには次貧と極貧という階層性があり、城内の粥廠で受賑するという空間性がある。第2には、水害の難から五城に逃れてきた外州県の農民であり、耕作開始時期になると帰郷する。歩軍統領が行った城外5廠・城内再設7廠の籍貫調査によると、5月1日の時点で大興・宛平・直隸各地からの貧民は18,240名、在京久住の貧民は15,650名であり、外州県からの来京者が在京者を上回っていた⁽¹¹²⁾。表4は外来州県からの来京受賑者の出身地別一覧であり、地図2はそれを図示したものである。京師周辺の順天府大宛両県のみでなく、天津府・保定府・河間府・定州等、北は長城南の密雲県から、南は山東に近く京師まで直線距離で280キロメートルある冀州の棗強県まで、直隸の南北中央部を中心として広範な地域から来京し受賑しており、京師の賑濟機能が極めて巨大なものであることが判明する。

郊外諸廠の情況は京師五城の粥廠とはやや異なっていた。郊外廠設置の目的は他州県からの来京就賑者の救済にあったが、それが実際にはどうであったのか。また、1931年11月から1932年3月の給粥では、受賑者の男女比3対7であったとの調査結果があるが⁽¹¹³⁾、本稿が考察する時代ではいかなるものであったのか。すなわち、外来者と男女比の問題を考察し、あわせて郊外廠の具体的諸相を述べたい。3月中旬の盧溝橋廠の外来者は全体の2割であり、その9割が男子であった。外来者は文安・固安・霸州・涿州・清苑・永清・大城等州県の民人であり、以工代賑に従事するために盧溝橋に来ていた。その中で老弱疾病の



地図2 嘉慶7年3月五城廠と近郊廠での受賑者出身州県一覧図

ため、工程に従事できない者が粥廠で領賑し、男女比が4対6であった⁽¹¹⁴⁾。盧溝橋廠の特徴は以工代賑の男性従事者が多いことである。黃村廠は黃村と周囲20里以内の付近村莊の人が多数で、外州県の貧民は少なく、男女比は2対8であった⁽¹¹⁵⁾。採育廠の受賑者の多くは付近の居民であり、外来者は少なく、男女比は3対7であった⁽¹¹⁶⁾。東壩廠は京師・通州と近接し交通の便がよく、本村付近の貧民が5割、残りの5割は東城内外と周辺から来廠し、男女比は2対8であった⁽¹¹⁷⁾。大井廠は本地の貧民が9割、外州県民人は1割であった⁽¹¹⁸⁾。郊外廠の救済対象は、現地居民が多数を占めており、郊外廠設置の目的とは異なる状況であった。五城廠と比較すると、郊外廠は外州県の人々を救済する機能が小さかった。1930年代初頭と同様に、粥廠に赴き受賑するのは男性よりも女性が多く、女性は家族

表5 京城工賑で使用された資金と賑糧の出所一覧

急賑	・戸部と工部の銭局より2,000串、銀換算2,060両（1）。 ・内務府造辦処の銀2,100両、内務府広儲司庫の2,000両（2）。 ・京倉の稔米5,040石（3）。
以工代賑	・永定河治水に工部庫より50万両と内務府広儲司庫より銀50万両を計上、実際には582,792両を支出（4）。 ・京城護城河浚渫に内務府広儲司庫より銀10,000両（5）。
給綿衣	・綿衣62,000件に歩軍統領衙門の閑款12,400両を支出（6）。 ・蔡永清等は銀6,700両の捐獻で綿衣20,000件を用意（6）。
大賑	・京倉の溢額米（稔米・粟米）26,000石と十成土米25,000石、計51,000石（7）。

『欽定辛酉工賑紀事』の下記より作成。(1) 2317頁、巻2-2、銀両と銅錢の比価は表2収入の賞發銀3,000両／制錢2,913串＝1.03で換算、(2) 2326頁、巻3-23、2348頁、巻8-11、2343頁、巻7-5、(3) 2343頁、巻7-5、2376頁、巻15-3、2358頁、巻11-1、(4) 2371頁、巻14-4、2486頁、巻37-12、(5) 2379頁、巻15-18、(6) 2432頁、巻26-9、(7) 2453頁、巻30-15。

も含めたその日の糧を確保する役割を担っていたことが想定される。

表5は本論で考察した救荒事業毎の資金と賑糧の出所を一覧にしたものである。急賑と永定河治水と護城河浚渫では、内務府の支出が少なくない。急賑の銀建て支出の6,160両の内、約7割の4,100両が内務府より出されている。永定河治水では、内務府と工部の財政支出は均等であるが、護城河の浚渫では内務府のみの支出となっている。給綿衣では、歩軍統領衙門の支出が約9割、民間からの捐獻が1割である。賑糧は京師で漕糧を蓄える京倉（戸部管轄）の倉穀が使用されており、京師賑済のために他地域で採買を行っていない。

直隸各州県の急賑では、直隸司庫の耗羨・旗租銀から10万両が支出された。直隸各州県の大賑に必要な資金は150万両であったが、145万両が準備され、その内訳は兩淮解京商銀100万両・浙商捐備賑銀30万両・他捐銀15万両と、9割は商人からの捐獻であった。急賑実施時に截留した漕糧60万石が皇帝から賞給されたが、これでは大賑に不足した。そこで、署理直隸総督陳大文は嘉慶帝の許可を得て、山東で10万石、奉天で15万石、河南で5万石の米麦粟を採買し、大賑の賑糧とした⁽¹¹⁹⁾。直隸各州県の賑済においては、京師の賑済と異なり、内務府よりの支出は見られない。嘉慶6年に京師を襲った水害は内務府と工部が資金を支出し、賑糧は京倉の倉穀を用いて救荒政策が実行された。直隸各州県と対比すると、京師の救荒は資金と賑糧が清朝中央より潤沢に支出されており、中国の研究者が論じるような正項目財政支出と救荒物資の減少を読み取ることはできない。

お わ り に：『欽定辛酉工賑紀事』の編纂

本稿の最後に『欽定辛酉工賑紀事』編纂の経緯と目的を考察したい。急賑が終了し賑済が軌道に乗りかけた嘉慶6年8月11日、嘉慶帝は上諭を下し、早くも工賑に関する書物の編纂を命令した。

本年の一切の工賑事宜は編輯して一書とせよ。軍機大臣慶桂・董誥・成徳・戴衢亨は南書房の朱珪・彭元端、ならびに水害処理を担当した内務府大臣豊伸濟倫・歩軍統領明安等とともに、6月初旬以降に下した諭旨と災務に関する奏章を逐日編集し、『辛酉工賑紀事』とし、冬の終わりまでに編纂し進呈せよ。『辛酉工賑紀事』を刊布し、朕の民を慈しむ至意を示せ。⁽¹²⁰⁾

嘉慶帝は、書名を『辛酉工賑紀事』と定め、嘉慶6年の年末までに、永定河工程と賑済の記録を書物に編纂し、皇帝の民に対する慈愛を示すよう命じた。賑済は嘉慶7年4月20日で終了となったので、嘉慶6年年末までに編纂することは無理がある。嘉慶7年6月に軍機大臣慶桂・董誥・南書房の朱珪・彭元端・内務府大臣豊伸濟倫は、『辛酉工賑紀事』巻1から巻10までの12冊を編纂し、続巻を編んでいると上奏している⁽¹²¹⁾。『辛酉工賑紀事』の編纂は工程と賑済の終了を待つ必要があった。慶桂等は後跋の原案を皇帝に提示し、修正後に皇帝に進呈し、編纂は完了の運びとなった⁽¹²²⁾。序において、発刊年月は「嘉慶7年夏5月御製」と記されている⁽¹²³⁾。慶桂・董誥・朱珪・劉權之・豊伸濟倫・戴衢亨・徳栄・彭元瑞は、『欽定辛酉工賑紀事』刊行の目的について、官僚に『欽定辛酉工賑紀事』の閲読を通じ、皇帝の水害救済に関する治績を周知させるためとする。また、工賑が白蓮教反乱の鎮圧とともに進展した点を強調している⁽¹²⁴⁾。嘉慶帝は白蓮教反乱鎮圧と同時に進行した未曾有の京師・直隸の大水害救済を手厚く実施するだけでなく、その実績を京外の官僚に広く伝え、自らの善政を周知しようとして『辛酉工賑紀事』を編纂したのである。

【付記】 本稿はJSPS 科研費 15K02905の資助による研究成果の一部である。

註

- (1) 朱澍『民胞物与：中国近代義賑（1876-1912）』人民出版社、2012年；高橋孝助「中国における「救荒史」研究をめぐって」『歴史評論』758、2013年。
- (2) 張祥穩『清代乾隆時期自然災害与荒政研究』中国三峡出版社、2010年；張艷麗『嘉道時

- 期的災荒与社会』人民出版社、2008年。
- (3) 李文海・夏明方・朱訢主編『中国荒政書集成』（国家清史編纂委員會文獻叢刊）天津古籍出版社、2010年、全12冊。
- (4) 尹鈞科・于德源・吳文濤『北京歴史自然災害研究』中国環境科学出版社、1997年、275-291頁。5回の「特大水害」とは、順治10（1653）年・康熙7（1668）年・嘉慶6年・光緒16（1890）年・光緒19（1893）年に発生した。北京の災害に関する史料集・通史として、于德源編『北京歴史災荒災害紀年（公元前80年—公元1948年）』学苑出版社、2004年；于德源『北京災害史』同心出版社、2008年がある。
- (5) 趙亮・李莉「嘉慶6年京畿特大水災生態原因及歴史教訓探析」『北京林業大学学報（社会科学版）』11-3、2012年。
- (6) 張艷麗「嘉慶6年永定河決口及救済措施」『蘭州学刊』2007年9期；同「嘉慶6年京畿大水与政府的应对举措」『蘭州学刊』2009年9期；同「從辛酉災賑看嘉慶中衰」『赤峰学院学报（漢文哲学社会科学版）』30-5、2009年；同「嘉慶6年京師大水」『蘭台世界』2012年2月上；同『嘉道時期的災荒与社会』23-26頁。
- (7) 王秀玲「嘉慶6・7年直隸地区水災和政府的救済活動述評」『中国社会歴史評論』8、2007年。
- (8) 和衛国「災民流動与基層訴求の政府対応—以嘉慶6年京師・直隸水災為中心」『石家莊学院学报』9-4、2007年。
- (9) Lillian M. Li, *Fighting Famine in North China: State, Market, and Environmental Decline, 1690s-1990s*, Stanford University Press, 2007, pp. 250-255.
- (10) 吳文濤・王均「民国時期北京地区的自然災害与社会」復旦大学歴史地理研究中心主編『自然災害与中国社会結構』復旦大学出版社、2001年；森田明「民国6年の京畿水災と熊希齡」中国水利史研究会『中国水利史研究』30、2002年。
- (11) 堀地明『明清食糧騷擾研究』汲古書院、2011年、第9章「清末光緒32年江北の大水害・飢饉と救荒活動」、第10章「清末宣統年間における搶糧搶米」；同「光緒24（1898）年浙江紹興府における平糶」『北九州市立大学外国語学部紀要』129、2010年；同「1911年江南の水害とその影響」『歴史評論』760、2013年。また、加藤雄三「賑紀——那彦成と嘉慶15年の甘肅賑恤——」井上充幸等編『オアシス地域史論叢』松香堂、2007年を参照。
- (12) 倉持徳一郎「北京の五城、特に清の五城十坊」日本大学史学会頌寿記念論文集刊行委員会『石田・和田・龍・山中四先生頌寿記念史学論文集』1962年。
- (13) 吳建雍「清代北京外城管理制度」『首都博物館叢刊』16、2002年。
- (14) 渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」立教史学会『史苑』41-1、1981年；Alison Dray-Novey, "Spatial Order and Police in Imperial Beijing," *The Journal of Asian Studies*, 52-4, 1993；韓光輝『從幽都会到中華国都——北京市嬗變』商務印書館、2011年、第12章「清代北京城市郊区行政界線的確定」（初出『地理学报』1999年2期）；北山勝次『歩軍統領小史』北九州中国書店、2013年、1章「歩軍統領と巡城御史」。
- (15) 邱仲麟「明代北京的粥廠煮賑」『淡江史学』9、1998年；同「清代北京的粥廠煮賑」『淡江史学』10、1999年。
- (16) 韓光輝『從幽都会到中華国都』第10章「清代北京賑恤機構の時空分布」（初出『清史研究』1996年4期）。
- (17) 王洪兵・張松梅「清代京師的粥廠与貧民救助」『東岳論叢』34-5、2013年。

- (18) 張金陔「北平粥廠之研究」燕京大学社会学及社会服務学年刊『社会学界』7、1933年。本研究は北平の粥廠に関する歴史文献をふまえた貴重な調査研究である。李文海主編『民国時期社会調査叢編社会保障卷』福建教育出版社、2005年にも収録されている。
- (19) 『欽定辛酉工賑紀事』は巻首上下・38巻、嘉慶7年刻本、東洋文庫・中国科学院図書館（北京）等蔵、『中国荒政書集成』第4冊所収。
- (20) 『欽定辛酉工賑紀事』2313頁（荒政書集成本冒頭頁）、巻1-1（刻本の巻一葉）、嘉慶6年6月2日、上命軍機大臣伝諭直隸総督姜晟。『欽定辛酉工賑紀事』では、上奏者の官職は不記が多いが、原則として初出時に補記する。以下、この方式で註記する。
- (21) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第6冊586（文献序数）、嘉慶6年6月3日、軍機大臣慶桂等奏。
- (22) 『欽定辛酉工賑紀事』2313頁、巻1-1、嘉慶6年6月4日、上諭内閣。
- (23) 同上、2320頁、巻2-18、嘉慶6年6月10日、上諭内閣。
- (24) 同上、2338頁、巻6-1、嘉慶6年6月20日、上諭内閣。
- (25) 同上、2313頁、巻1-5と2314頁、巻1-6、ともに嘉慶6年6月6日、歩軍統領明安奏。
- (26) 同上、2314頁、巻1-8、嘉慶6年6月7日、上諭内閣。
- (27) 同上、2313頁、巻1-3、嘉慶6年6月5日、倉場侍郎達慶・鄒炳泰・通州巡漕御史周栻奏。
- (28) 同上、2330頁、巻4-21、嘉慶6年6月17日、達慶・鄒炳泰奏。
- (29) 同上、2316頁、巻1-16、嘉慶6年6月8日、京営右翼総兵国霖奏。
- (30) 同上、2325頁、巻3-19、嘉慶6年6月14日、姜晟奏。
- (31) 同上、2314頁、巻1-9、嘉慶6年6月7日、国霖奏。
- (32) 同上、2315頁、巻1-13、嘉慶6年6月8日、兵部侍郎那彦宝・乾清門侍衛慶長・孟住奏。
- (33) 同上、2322頁、巻3-1、嘉慶6年6月11日、上諭内閣。
- (34) 同上、2338頁、巻6-4、嘉慶6年6月20日、国霖奏。
- (35) 同上、2326頁、巻3-23、嘉慶6年6月15日、查勘西路卿員窩星額・広興奏。
- (36) 同上、2315頁、巻1-10、嘉慶6年6月7日、巡視南城御史達靈阿・張鵬展奏。
- (37) 同上、2324頁、巻3-13、嘉慶6年6月13日、兵部尚書・内務府大臣豊伸濟倫・乾清門侍衛孟住・奉宸苑卿永来奏。
- (38) 同上、2320頁、巻2-18、嘉慶6年6月10日、上諭内閣。
- (39) 同上、2342頁、巻7-4、嘉慶6年6月24日、明安奏。
- (40) 同上、2474頁、巻34-23、嘉慶7年3月29日、直隸総督陳大文奏。
- (41) 同上、2426頁、巻25-2、嘉慶6年9月26日、陳大文奏。
- (42) 同上、2320頁、巻2-19、嘉慶6年6月10日、上諭内閣。
- (43) 同上、2334頁、巻5-15、嘉慶6年6月19日、上諭内閣。
- (44) 同上、2315頁、巻1-12、嘉慶6年6月8日、上手書硃諭内閣、原文は『嘉慶道光兩朝上諭檔』第6冊594、特諭。『欽定辛酉工賑紀事』2319頁、巻2-13、嘉慶6年6月9日、熱河副都統慶傑、熱河総管董椿・穆騰額奏。
- (45) 同上、2305頁、巻首上-2、御製詩、河決嘆。
- (46) 手書硃諭の覆奏は、『嘉慶道光兩朝上諭檔』第6冊612、睿親王宝恩等奏、嘉慶6年6月9日。河決嘆の覆奏は同上第6冊611、睿親王宝恩等奏、嘉慶6年6月9日。
- (47) 李向軍『清代荒政研究』中国農業出版社、1995年、29-31、60-63頁；宮崎一市「清代初期の租税減免について」『鉤路論集』9、1977年；経君建「論清代蠲免政策中減租規程的变化」『中国経済史研究』1986年1期；李光偉「清代田賦蠲緩研究之回顧与反思」『歴史檔案』2011

年3期。

- (48) 『欽定辛酉工賑紀事』2317頁、卷2-5、嘉慶6年6月9日、兼管順天府尹兵部尚書汪承霈・順天府尹閻泰和奏。
- (49) 同上、2350頁、卷9-1、嘉慶6年6月26日、上諭内閣。
- (50) 同上、2334頁、卷15-16、嘉慶6年6月19日、汪承霈・閻泰和奏。
- (51) 同上、2317頁、卷2-2、嘉慶6年6月9日、明安奏。
- (52) 同上、2324頁、卷3-12、嘉慶6年6月12日、兼官順天府尹・兵部尚書汪承霈・左副都御史陳嗣龍・劉湄・順天府府尹閻泰和奏。
- (53) 同上、2320頁、卷2-20、嘉慶6年6月10日、明安奏。
- (54) 同上、2317頁、卷2-2、嘉慶6年6月9日、明安奏；2320頁、卷2-17、嘉慶6年6月10日、上諭内閣。
- (55) 同上、2326頁、卷3-23、嘉慶6年6月15日、兵部尚書・内務府大臣豐伸濟倫・乾清門侍衛孟住・奉宸苑卿永來奏。
- (56) 同上、2348頁、卷8-11、嘉慶6年6月26日、豐伸濟倫・孟住・永來奏。
- (57) 同上、2333頁、卷5-8、嘉慶6年6月18日、汪承霈等奏。
- (58) 同上、2343頁、卷7-5、嘉慶6年6月24日、汪承霈・陳嗣龍・劉湄・閻泰和奏。
- (59) 同上、2364頁、卷12-14、嘉慶6年7月5日、汪承霈・陳嗣龍・劉湄・閻泰和奏。
- (60) 同上、2376頁、卷15-3、嘉慶6年7月16日、汪承霈等奏。
- (61) 同上、2320頁、卷2-17、嘉慶6年6月10日、上諭内閣；2338頁、卷6-2、嘉慶6年6月20日、上諭内閣。
- (62) 同上、2382頁、卷16-6、嘉慶6年7月21日、都察院副都御史舒聘等奏。
- (63) 同上、2389頁、卷17-19、嘉慶6年7月28日、汪承霈等奏；2399頁、卷19-15、嘉慶6年8月11日、陳嗣龍・劉湄奏。
- (64) 同上、2358頁、卷11-1、嘉慶7年7月1日、上諭内閣；2368頁、卷13-20、嘉慶6年7月9日、軍機大臣慶桂等奏。
- (65) 同上、2342頁、卷7-1、嘉慶6年6月23日、上諭内閣。
- (66) 同上、2369頁、卷13-23、嘉慶6年7月10日、上諭内閣。
- (67) 黨武彦『清代經濟政策史の研究』汲古書院、2011年、第6章「清代前期の永定河治水」（初出1993年）、乾隆37年の数値は同書262-263頁の表6-Ⅲによる。道光3年水害については、同書第5章「畿輔水利論の位相」（初出1994年）204-206頁による。黨の研究は、森田明『清代水利社会史の研究』（国書刊行会、1990年）第2部第4章「清代畿輔地域の水利営田政策」（初出1980年）とも密接に関連している。史料集として、「嘉慶六七年間搶修永定河史料」『歴史檔案』（2002年3期）がある。
- (68) 『欽定辛酉工賑紀事』2323頁、卷3-7、嘉慶6年6月12日、工部左侍郎那彦宝・駐扎西岸莫瞻菴奏。
- (69) 同上、2347頁、卷8-6、嘉慶6年6月25日、明安奏。
- (70) 同上、2347頁、卷8-7、嘉慶6年6月25日、那彦宝・駐扎東岸侍郎高杞・莫瞻菴・武備院卿巴寧阿奏。
- (71) 同上、2355頁、卷10-5、嘉慶6年6月28日、那彦宝等奏。
- (72) 同上、2371頁、卷14-4、嘉慶6年7月15日、那彦宝・巴寧阿・熊枚奏。
- (73) 同上、2392頁、卷18-5、嘉慶6年8月2日、那彦宝・巴寧阿奏。

- (74) 同上、2422頁、卷24-8、嘉慶6年9月14日、上命軍機大臣伝諭陳大文；2423頁、卷24-13、嘉慶6年9月21日、署直隸總督陳大文奏。
- (75) 同上、2423頁、卷24-11、嘉慶6年9月21日、那彥宝・巴寧阿奏。
- (76) 同上、2432頁、卷26-6、嘉慶6年10月4日、明安・国霖奏。
- (77) 同上、2434頁、卷26-20、嘉慶6年10月21日、上諭内閣。
- (78) 同上、2459頁、卷31-17、嘉慶7年2月29日、那彥宝・巴寧阿奏。
- (79) 同上、2486頁、卷37-12、嘉慶7年5月13日、那彥宝・巴寧阿奏。
- (80) 同上、2313頁、卷1-1、嘉慶6年6月4日、上諭内閣。
- (81) 同上、2363頁、卷12-10、嘉慶6年7月5日、豐伸濟倫・孟住・永來奏。
- (82) 同上、2374頁、卷14-20、嘉慶6年7月15日、明安・恭阿拉・国霖奏。
- (83) 同上、2379頁、卷15-18、嘉慶6年7月20日、高杞・莫瞻菴奏。
- (84) 同上、2389頁、卷17-19、嘉慶6年7月28日、汪承霈等奏。
- (85) 同上、2412頁、卷22-1、嘉慶6年8月27日、陳嗣龍・劉涓奏。
- (86) 同上、2440頁、卷28-3、嘉慶6年11月6日、達慶・鄒炳泰奏。
- (87) 同上、2428頁、卷25-13、嘉慶6年9月28日、明安等奏。
- (88) 同上、2432頁、卷26-9、嘉慶6年10月11日、明安等奏。
- (89) 同上、2436頁、卷27-1、嘉慶6年10月23日、吏部尚書劉權之等奏。
- (90) 同上、2435頁、卷26-22、嘉慶6年10月21日、左都御史西成・左副都御史舒聘・万寧・陳嗣龍・劉涓奏。
- (91) 同上、2422頁、卷24-11、嘉慶6年9月18日、上諭内閣。
- (92) 同上、2438頁、卷27-16、嘉慶6年10月29日、都察院左副都御史陳嗣龍奏。
- (93) 同上、2400頁、卷19-16、嘉慶6年8月13日、上諭内閣。
- (94) 同上、2407頁、卷21-1、嘉慶6年8月23日、汪承霈・閻泰和奏。
- (95) 同上、2442頁、卷28-12、嘉慶6年11月10日、汪承霈等奏。
- (96) 同上、2442頁、卷28-14、嘉慶6年11月11日、明安・恭阿拉・国霖奏。
- (97) 同上、2440頁、卷28-1、嘉慶6年11月1日、上諭内閣。
- (98) 同上、2454頁、卷30-21、嘉慶7年2月21日、西成・熊枚・舒聘・万寧・陳嗣龍・劉涓奏。
- (99) 同上、2453頁、卷30-15、嘉慶7年2月14日、戸部尚書成德等奏。監糶大臣として、琳寧（吏部尚書宗室）・劉權之（吏部尚書）・紀昀（会誌正考官）・德英・熊枚・范建豊（吏部右侍郎）・高杞（工部左侍郎）・成書（經筵講官・兵部左侍郎）・祖之望（兵部侍郎・都察院右副都御史）・陳嗣龍（都察院左副都御史）に硃圈が付された。
- (100) 各地の増廠については、同上、2454頁、卷30-19と20、ともに嘉慶7年2月19日、2道の上諭内閣、2月24日開廠については2455頁、卷30-25、嘉慶7年2月22日、汪承霈・閻泰和奏による。
- (101) 同上、2455頁、卷30-24、嘉慶7年2月22日、上命軍機大臣伝諭陳大文。
- (102) 同上、2462頁、卷32-8、嘉慶7年3月1日、窩星額・蔣余蒲奏。
- (103) 同上、2457頁、卷31-10、嘉慶7年2月26日、上諭内閣；2464頁、卷32-17、嘉慶7年3月6日、歩軍統領禄康奏。
- (104) 同上、2464頁、卷32-21、嘉慶7年3月6日、工部給事中・巡視南城御史張鵬展奏。
- (105) 同上、2466頁、卷33-5、嘉慶7年3月10日、上諭内閣。
- (106) 同上、2473頁、卷34-14、嘉慶7年3月21日、禄康・恭阿拉奏；2473頁、卷34-15、嘉慶7

年3月23日、禄康・恭阿拉・国霖奏。

- (107) 同上、2474頁、卷34-19、嘉慶7年3月24日、慶桂・董誥・戴衢亨奏。
- (108) 同上、2478頁、卷35-7、嘉慶7年4月5日、巡視中城給事中景慶・御史李蘧・巡視東城御史書興・秦維岳・巡視南城御史富林布・給事中張鵬展・巡視西城御史安柱・鄭敏行・巡視北城御史明倫・茅豫奏。
- (109) 同上、2478頁、卷35-10、嘉慶7年4月11日、禄康・恭阿拉奏。
- (110) 同上、2482頁、卷36-13、嘉慶7年4月22日、禄康・恭阿拉・国霖奏。
- (111) 同上、2479頁、卷35-12、嘉慶7年4月13日、上諭内閣。
- (112) 同上、2484頁、卷37-1、嘉慶7年5月2日、禄康・恭阿拉・国霖奏。
- (113) 張金陔「北平粥廠之研究」燕京大学社会学及社会服務学年刊『社会学界』7、1933年、207頁。
- (114) 『欽定辛酉工賑紀事』2467頁、卷33-7、嘉慶7年3月14日、万寧・鴻臚寺卿范鏊奏。
- (115) 同上、2469頁、卷33-16、嘉慶7年3月17日、徐績・邵自昌奏。
- (116) 同上、2469頁、卷33-17、嘉慶7年3月17日、長琇・周廷棟奏。
- (117) 同上、2466頁、卷33-4、嘉慶7年3月5日；2477頁、卷35-3、嘉慶7年4月12日、ともに窩星額・蔣余蒲奏。
- (118) 同上、2468頁、卷33-16、嘉慶7年3月17日、台費蔭・劉涓奏。
- (119) 司庫銀については、同上2340頁、卷6-12、嘉慶6年6月21日、直隸布政使同興奏、大賑の資金については、2392頁、卷18-11、嘉慶6年8月6日、署理直隸総督陳大文奏、及び2399頁、卷19-15、嘉慶6年8月13日、上諭軍機大臣伝諭陳大文、漕糧60万石截留については、2332頁、卷5-1、嘉慶6年6月17日、同興奏、山東での採買額は2403頁、卷20-11、嘉慶6年8月17日、山東巡撫惠齡奏、奉天での採買額は2407頁、卷21-3、嘉慶6年8月23日、陳大文奏、河南での採買額は2424頁、卷24-8、嘉慶6年9月24日、河南巡撫顔検奏による。乾隆8（1743）の直隸総督方觀承による賑済でも、奉天・山東・河南から46万石が採買されていた。魏丕信（Pierre-Étienne Will）『18世紀中国的官僚制度与荒政』（徐健青訳）江蘇人民出版社、2003年（初出は1980年、原文は仏文）、120-145頁を参照。
- (120) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第6冊937、嘉慶6年8月11日、内閣奉上諭。
- (121) 同上、第7冊423、嘉慶7年6月3日、臣慶桂等奏。
- (122) 同上、第7冊491；第7冊490、臣慶桂等、嘉慶7年6月25日。
- (123) 『欽定辛酉工賑紀事』2301頁、辛酉工賑紀事序。
- (124) 同上、2495頁、後恭跋。